

外部接続集約ネットワーク用  
インターネット通信サービス利用（長期継続）  
調達仕様書

大阪市デジタル統括室

## 目次

<b>1. 本業務の背景と目的</b> .....	1
1.1. 背景・目的.....	1
<b>2. 本業務の概要</b> .....	1
2.1. 調達範囲.....	1
2.1.1. サービス提供の範囲.....	1
2.1.2. 責任分界点.....	1
2.2. 提出書類.....	1
2.2.1. 提出書類一覧.....	1
2.2.2. 納品形態及び部数.....	3
2.2.3. 納入場所.....	3
<b>3. スケジュール・利用契約事項</b> .....	3
3.1. 導入スケジュール.....	3
3.2. サービス提供期間.....	3
3.3. 費用の支払.....	3
3.4. サービス提供期間に関する留意事項.....	3
3.5. 提供サービス利用開始条件.....	4
3.6. 実施体制.....	4
3.7. 留意事項.....	4
<b>4. サービス要求事項(基本要件)</b> .....	4
4.1. 仕様.....	4
4.2. インターフェイス.....	4
4.3. 導入機器要件.....	5
4.4. 履行報告.....	5
<b>5. 品質について</b> .....	5
<b>6. 構築役務(工事)要件</b> .....	5
6.1. 作業実施計画説明会.....	5
6.2. 協力体制.....	5
6.3. プロジェクト体制.....	5
6.4. 敷設工事等作業.....	5
6.5. 敷設工事等作業時間.....	5
6.6. 敷設工事等作業調整.....	6
6.7. 疎通試験.....	6
6.8. 問合せ.....	6
6.9. 敷設工事に関する留意事項.....	6
6.10. 受注者の作業範囲.....	6
6.11. 原状回復.....	6
<b>7. 運用保守サービス要件</b> .....	6

7.1.	基本要件	6
7.2.	保守の委託について	6
7.3.	保守内容	7
7.4.	運用保守体制	7
7.5.	保守部品	7
7.6.	サービス提供時間	7
7.7.	問合せ受付時間	7
7.8.	運用保守作業時間	7
7.9.	障害管理	8
7.10.	廃止に伴う撤去作業	8
7.11.	特記事項	8
<b>8.</b>	<b>その他留意事項</b>	<b>8</b>
8.1.	機密保護	8
8.2.	本仕様書に関する疑義	8
8.3.	仕様書への提案	8
8.4.	電気通信事業者の登録	8
8.5.	契約約款	9
	<b>本業務の担当</b>	<b>9</b>

## 1. 本業務の背景と目的

### 1.1. 背景・目的

本市では各所属において非内部事務系で利用するデバイスのインターネット利用を可能とするネットワーク環境を構築しており、本調達はそのネットワークに接続するインターネット回線を調達するものである。

## 2. 本業務の概要

### 2.1. 調達範囲

#### 2.1.1. サービス提供の範囲

本市中央情報処理センター第二別館からインターネットへ接続するためのアクセス回線（光回線）及びプロバイダーサービスを提供すること。なお、通信サービス提供にあたり必要となる「ユニバーサルサービス料」についても、本契約におけるサービス提供の範囲に含めること。対象拠点へ接続するアクセス回線の仕様概要は、下表の通りとする。

図表 2-1-1-1 導入拠点及びアクセス回線仕様概要

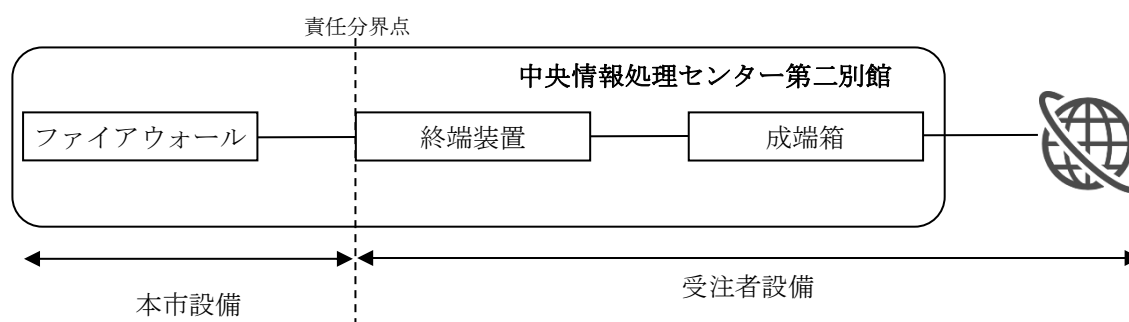
導入拠点	アクセス回線仕様概要
中央情報処理センター第二別館 ※住所：大阪市 (住所の詳細は契約締結後に提示)	・プラン：光回線(ベストエフォート型) ・帯域：1 Gbps ・数量：1 回線

#### 2.1.2. 責任分界点

回線終端装置のユーザ側インターフェイスまでを受注者の責任範囲とする。

なお、アクセス回線引き込み、終端装置の設置等の作業は本市の指示により配線を行うこと。また、本回線導入に際して新規に成端箱等が必要な場合、それらの導入・設置も受注者にて実施すること。

図表 2-1-2-1 調達範囲に係る責任分界点



## 2.2. 提出書類

### 2.2.1. 提出書類一覧

工程毎の提出書類は、下表の通りとする。スケジュールは、下表の「納入時期」を目安とし、作成した提出書類について、本市の承認を得ること。

図表 2-2-1-1 成果物一覧

項番	ドキュメント	概要	納入時期
1	工程表	導入作業等に関する工程を明示したもの	締結契約後 14日以内
2	通信サービス提供業者ネットワーク構成図	導入する通信サービス及びハードウェア(付属品等も含む)のネットワーク構成(回線網含む)を明示したもの ※提供業者として非公開の部分は除く	契約締結後 14日以内
3	導入機器仕様書	導入した機器の仕様を明示したもの ※導入機器が使用する電源容量の一覧表を含む	契約締結後 14日以内
4	導入計画書 導入作業体制表	設置場所への搬入、設置作業等について、作業実施スケジュール、作業体制(作業担当者とその役割、保有資格、連絡先等)、作業(施工)方法、確認方法を記載したもの。事前もしくは設置場所での機器等の環境設定作業、疎通確認手順、確認方法を記載したもの	導入作業予定日の 2週間前まで
5	障害時連絡体制表	運用保守時における障害・不具合対応のための受注者技術サポートの対応窓口を明示したもの	業務通信確認 テスト予定日の 1週間前まで
6	施工完了報告書 及び疎通確認テスト結果報告書	通信サービス提供のための工事の完了及び初期構築の結果を明示したもの ※施工箇所の写真及び図面の電子データでの納品を含む	施工完了及び疎通 確認テスト実施後 すみやかに
7	保守計画書 保守作業体制表	保守範囲、サポート内容・方法、保守体制、月次での報告要件、協議条件、機器のデータ消去要件、管理する構成情報の消去条件等を記載したもの ※変更の都度、提出すること	通信サービス提供 期間開始の 2週間前まで
8	保守対応報告書	障害時対応報告、保守対応報告、保守作業対応履歴、各種情報提供等について記載したもの	通信サービス提供 期間中の月に1回
9	通信サービスの各種申込書様式	新規・廃止・変更の各種申込み様式(記載可能なデータでの提供)	契約締結後 すみやかに
10	データ消去 証明書 廃棄証明書	撤去した機器の設定情報等のデータを消去し、読み取り不可としたことに対する証明書、故障等により消去が不可能な場合は、これらを廃棄したことに対する証明書	証明書発行後 すみやかに

### 2.2.2. 納品形態及び部数

Microsoft Office 互換での作成を原則としたものを電子で1部納入すること。なお、電子データの様式は特に問わないものとする。

### 2.2.3. 納入場所

本市が指定する場所とする。

## 3. スケジュール・利用契約事項

### 3.1. 導入スケジュール

本業務は、以下のスケジュールを基本とすること。

図表 3-1-1 導入スケジュール (案)

	令和8年度				
	8月	9月	10月	11月	12月
受注者作業	← 調達 →		← 回線提供準備/ →		
				⇄ 疎通試験 ★ 切替	← 本稼働 →
【参考】 ネットワーク 基盤再構築 スケジュール	← 詳細設計/構築/疎通試験 →				← 移行・ 導入・ 運用 →

### 3.2. サービス提供期間

サービス提供期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までの5年間(60ヶ月)とすること。

ただし、事前検証用等にアクセス回線等を開通した場合でも、上記に示すサービス提供期間までは、導入準備期間とすること。なお、導入準備期間においては上記スケジュールにおける設計および動作検証までを実施するとともに「7. 運用保守サービス要件」に示す対応を行うこと。

### 3.3. 費用の支払

通信サービスを提供するために必要な工事費用等の初期費用は、「2.2.1 提出書類一覧」に定める施工完了報告書及び疎通確認テスト結果報告書の提出後、費用の支払いを実施する。継続費用(サービス利用料)はサービス提供期間の内、利用期間に応じて原則月額払いとする。

### 3.4. サービス提供期間に関する留意事項

事前検証等のためサービス提供期間前にアクセス回線等を開通した場合でも、上記に示すサービス提供期間までは仮運用期間とし、その間に要する費用については受注者の負担とする。なお、仮運用期間でも「7. 運用保守サービス要件」に示す対応を行うこと。

### 3.5. 提供サービス利用開始条件

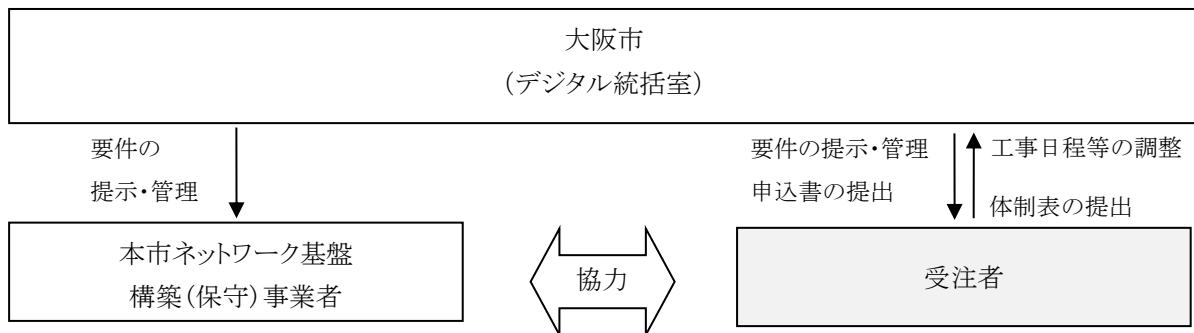
通信サービスの利用については、契約後に本市より別途申込書を提出することとする。

### 3.6. 実施体制

通信サービスの提供及びその接続作業（回線終端装置設置作業等）、保守作業に関しては、下表に示す体制にて実施することとする。なお、契約締結後速やかに、導入に対する支援体制を本市に対し書面にて報告した上、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。

また、導入後の保守体制についても、本市に対し書面にて報告した上、サービス利用期間中の問合せ対応等を行うこと。

図表 3-6-1 実施体制



### 3.7. 留意事項

本件に関し、本市に過失がある場合を除き、別途費用を請求することはできない。

## 4. サービス要求事項(基本要件)

利用する通信サービス、及びハードウェア（回線終端装置及び付属品等）の仕様等は次の通りとするが、本市へ提供する通信サービスに伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

### 4.1. 仕様

- (1) 調達する通信サービスは、本市中央情報処理センター第二別館からインターネットへ接続するためのアクセス回線及びプロバイダーサービスとすること。
- (2) 導入拠点及び伝送速度については、「図表 2-1-1-1 導入拠点及びアクセス回線仕様概要」の通りとする。
- (3) 回線終端装置のユーザ側インターフェイスについては、オートネゴシエーション機能が有効であること。
- (4) グローバル固定 IP アドレスが 1 個以上割当てできること。
- (5) 用意する回線終端装置等については、本市の指定する方法によりラベルを用意し、貼付すること。

### 4.2. インターフェイス

本市設備側のインターフェイスは 1000Base-T を提供すること。

#### 4.3. 導入機器要件

本市に設置する機器のコンセント形状は、2極平行とすること。なお、形状が合わない場合には変換アダプタ等による適切な処置を行い、工事の必要なく設置が可能であること。

#### 4.4. 履行報告

回線の開通または廃止にかかる工事が完了した際は、サービス利用契約書第7条に基づき履行報告を行うこと。なお報告の様式は特に問わないものとする。

### 5. 品質について

提供する通信サービスにおいて、品質を維持するため、次の機能及び性能要件を満たすこと。

- (1) 本市のネットワーク基盤構築・保守事業者と協力し、事前検証を行い、本市中央情報処理センター第二別館のネットワーク機器と不具合なく接続でき、かつ安定稼働することを確認すること。
- (2) 障害発生時には、提供する通信サービスにおいて障害を検知した時刻または障害の申告のあった時刻から初動を開始し、迅速に障害回復を行うこと。

### 6. 構築役務(工事)要件

#### 6.1. 作業実施計画説明会

作業実施計画説明会を契約締結後2週間以内に実施すること。

報告内容は提供サービスの詳細内容(工事/保守体制、サポート内容等も含む)、導入作業等に関する計画等を想定している。

#### 6.2. 協力体制

本市と本市ネットワーク基盤構築・保守事業者の打合せに必要な応じて参加すること。

本市ネットワーク基盤構築・保守事業者が行うネットワークの事前検証等に協力すること。

必要なハードウェアや通信方式、運用保守サービス等の資料を必要な応じて提供すること。

#### 6.3. プロジェクト体制

統括責任者を配置し作業実施体制を明確にすること。

#### 6.4. 敷設工事等作業

通信サービスの設計から敷設工事作業(事前調査、回線終端装置の設置・設定作業等の宅内工事及び、サービス切り替え等のこと。)、付帯工事(壁の貫通、木板の設置、管路工事等のこと。)及び保守に示す全ての作業については受注者で実施すること。

敷設工事に際しては、事前調査(現地下見等)を行うこと。

#### 6.5. 敷設工事等作業時間

以下の時間帯で作業を実施すること。

・月曜日から金曜日まで(平日)9時~17時30分

(土日祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く)

但し、本市の指示により、平日以外の土曜日、日曜日等の日や平日の時間外に作業を行う場合もある。

## 6.6. 敷設工事等作業調整

作業に際しては事前に本市担当者と日程調整を行うこと。

作業予定は、本市の予定に合わせ計画し極力短時間で実施できるように配慮すること。

## 6.7. 疎通試験

敷設工事完了後、本市ネットワーク基盤構築・保守事業者と連携して、別途指定する本市ネットワーク機器までの疎通確認テストを実施すること。

疎通試験の結果、本市ネットワーク機器に対する設定変更等が生じた場合には、本市ネットワーク基盤構築・保守事業者と協力し、助言等の技術サポートを実施すること。なお、本件における窓口も必要に応じて設けること。

## 6.8. 問合せ

本市、または、本市ネットワーク基盤構築・保守事業者からの問合せ等に対応すること。

## 6.9. 敷設工事に関する留意事項

本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。なお、必要に応じて現地下見を行うこと。

## 6.10. 受注者の作業範囲

導入機器の設置については、既設のラック等までの配線及び設置までが受注者の作業となる。

## 6.11. 原状回復

本契約に係る作業において、仮設、移設したものは原状どおりに復旧すること。

## 7. 運用保守サービス要件

### 7.1. 基本要件

受注者は、ネットワークが常に安定して稼働するように、対象ネットワークの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、本市ネットワーク基盤構築・保守事業者との円滑な協力体制を実現すること。

### 7.2. 保守の委託について

- (1) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (3) 保守以外（基本工事や付帯工事のことを言う。以下同じ）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (4) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (5) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、委

託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記 1 の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 7.3. 保守内容

次の作業を受注者の責任において確実に実施すること。

なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- (1) 本通信サービスを構成する全ての機器等についての運用、保守を行うこと。
- (2) 本通信サービスの障害や不具合を検知、または本市からの通知により障害や不具合を知った場合は、速やかに本市に連絡し、原因の究明・対応・復旧作業を行い、復旧後に本市が求めた場合には書面による障害報告等を行うこと。また、同様の障害が頻繁に発生する可能性がある場合には、予防するための対策を検討し、実施すること。
- (3) 障害部位の特定を円滑に行うため、受注者の責任範囲内の切り分け試験は、交換局から回線終端装置まで行い、ネットワークを含む不良部位の切り分け及び交換を行うとともに、必要に応じて疎通確認を行うこと。また、必要に応じて本市ネットワーク基盤構築・保守事業者と連携をとり、障害部位の原因特定のための調査を行うこと。
- (4) 本通信サービスの拡張及び改善に対する本市からの相談に応じること。
- (5) 本通信サービスで利用する機器等に脆弱性が発見された場合は、直ちに本市に連絡を行い、脆弱性対策等の必要性を協議の上、本市が指示する場合にはその対応作業を実施すること。なお、作業に伴い対象拠点への入室調整やネットワーク停止が必要な場合の作業日時の調整を本市担当者に対して実施すること。
- (6) 回線のメンテナンス等、特別な事由で回線が停止する場合は、原則として 2 か月以上前に本市担当者へ連絡を行い、承諾を得ること。

### 7.4. 運用保守体制

運用保守対応を行うにあたり必要な体制を設けること。

なお、運用保守要員は本市専任である必要は無い。

### 7.5. 保守部品

中央情報処理センター第二別館側に設置する機器（回線終端装置）の故障に対しては、予備品を用意する等によりオンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。

### 7.6. サービス提供時間

サービス提供時間は 24 時間 365 日とすること。

### 7.7. 問合せ受付時間

問い合わせ受付時間は 9 時から 17 時 30 分とすること。

### 7.8. 運用保守作業時間

提供サービスに影響を与えない時間に実施すること。なお、本市拠点にて作業を実施する場合には、日中帯にて対応すること。

ただし、平日の 9 時から 17 時 30 分の間に、本通信サービスの障害や不具合を検知、または本市からの通知により障害や不具合を検知した場合は、引続いて 17 時 30 分以降も対応を行うこと。

## 7.9. 障害管理

障害発生時には、速やかに電話・メール等により本市担当者に連絡し、迅速な障害復旧（原因究明・対応、復旧作業等）に務めること。

また、障害復旧に関する進捗管理や、関係者への各種調整を行うと共に、本市担当者への定期報告も実施すること。

障害復旧後、本市が必要と判断した場合には、障害報告書等を提出し報告すること。

障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと。

障害部位の特定に関しては、必要に応じてネットワーク基盤構築・保守事業者と協力し対応すること。

## 7.10. 廃止に伴う撤去作業

回線利用廃止の際には、機器等の撤去に関する作業を行うこと。

また、撤去した機器内の設定情報等は適正な処分（完全消去等）を実施すること。さらに、その作業が完了した旨の証明書を発行し、本市担当者に提出すること。ただし、契約の延長を行う場合は、別途、本市と協議すること。

なお、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

## 7.11. 特記事項

- (1) 通信サービスの利用については、契約後に本市より別途申込書を提出することとする。
- (2) 契約期間中に本市から各種協力依頼があった場合には、可能な限り迅速に対応すること。
- (3) 契約締結後速やかに、保守体制、サポート内容とその方法について、本市に書面にて提示すること。
- (4) 仮運用期間についても、「7.2. 保守内容」とおり運用、保守対応を行うこと。

## 8. その他留意事項

### 8.1. 機密保護

本業務内で得た情報に関しては、その機密を保持すること。

### 8.2. 本仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義があるときは、質問受付期間内に指定の方法により質問すること。

なお、契約後の本仕様書の解釈は、本市によるものとする。

### 8.3. 仕様書への提案

この仕様書に記載しているもの以外に、この事業の目的を達成するための有効かつ低廉な方法がある場合は本市と協議、検討を行うこととする。また、提案内容に関して、不明な点や疑問点があった場合は個別に問合せを行うことがある。

### 8.4. 電気通信事業者の登録

受注者は、電気通信事業を営むことについて電気通信事業法第9条の登録を受けた者とする。

## 8.5. 契約約款

本提供サービスは、調達業者にて契約約款が定められており、誰もが確認できるように掲示または配布されていること。

### 本業務の担当

本業務における本市の担当は、次のとおりとする。

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル4F  
大阪市デジタル統括室基盤担当（基盤グループ）

Tel : 06-6543-7123

Mail : bb0005@city.osaka.lg.jp